



国自整第257号の6
国自環第167号の6
平成31年2月18日

農林水産省食料産業局長 殿

国土交通省自動車局長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況です。このような中、平成29年には、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した者が不正改造ほう助の容疑で逮捕された事案や、シートベルト警報装置を解除する用品を使用していた者がシートベルト警報装置の不正改造の容疑で逮捕された事案も発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、2019年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、別添の実施要領に基づく活動をはじめ、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしましたので、本運動の趣旨にご賛同のうえ、本運動への支援及び自動車の不正改造防止について関係団体への指導徹底をお願いします。

